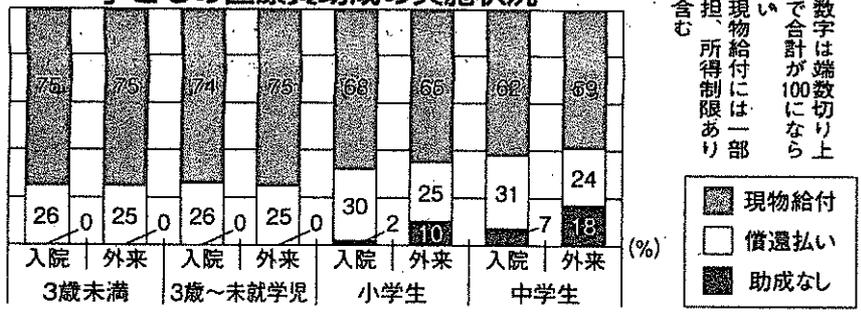


1/27
市報

子どもの医療費助成の実施状況



※数字は端数切り上げで合計が100にならない
※現物給付には一部負担、所得制限ありも含む

■ 現物給付
□ 償還払い
■ 助成なし

市町村の子ども医療費助成 75%が「現物給付」実施

国の罰則廃止を

市町村が行っている子どもの医療費助成は、就学前までの助成がすべての自治体で実施され、国による罰則措置を受けても75%の市町村が自己負担のない「現物給付」を行っていることが、厚労省の調べで分かりました。

一方で、国による罰則のない「償還払い」（後から払い戻す）の市町村が約25%に上っており、罰則の廃止が求められていることを示しています。

現物給付（外来、一部負担または所得制限含む）の市町村は、3歳未満で14.4%（74・8%）、3歳～就学前で14.4%（74・9%）に達しています。小学生でも12.3%（64・7%）、中学生で10.9%（58・2%）にのびります。

国は、現物給付だと医療費が増えるとして、国保へ

の国庫補助金を減額する罰則を科してきました。

このため窓口で全額払い、後から払い戻す「償還払い」の市町村は、3歳未満の外来で48.7%（25・2%）、入院で49.3%（25・9%）、3歳から就学前までの外来で48.4%（25・1%）、入院で49.5%（25・9%）ありました。小学生、中学生の外来でも約25%あります。

国の罰則措置について地方自治体は、「即刻廃止して全国一律の制度にすべきだ。廃止すれば子育て支援をさらに充実できる」（全国町村会）と主張しています。